

最高裁秘書第2505号

令和2年10月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書不開示通知書

9月16日付け（同月18日受付、第020477号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員のうち、定年が年齢65歳である職員が何であるかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則11-8（職員の定年）及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）